

【 ユニット型個室 利用料金 】

特別養護老人ホームおのえ荘

第1段階 (生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方)

一日 一ヶ月

	介護費用	日常生活継続支援加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	46	100	-14		200	300	880	2,194	65,819
要介護2	753	46	110	-14		200	300	880	2,275	68,247
要介護3	828	46	120	-14		200	300	880	2,360	70,812
要介護4	901	46	131	-14		200	300	880	2,444	73,309
要介護5	971	46	140	-14		200	300	880	2,523	75,703

第2段階 (所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方)

一日 一ヶ月

	介護費用	日常生活継続支援加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	46	100	-14		200	390	880	2,284	68,519
要介護2	753	46	110	-14		200	390	880	2,365	70,947
要介護3	828	46	120	-14		200	390	880	2,450	73,512
要介護4	901	46	131	-14		200	390	880	2,534	76,009
要介護5	971	46	140	-14		200	390	880	2,613	78,403

第3段階① (所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の方)

一日 一ヶ月

	介護費用	日常生活継続支援加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	46	100	-14		200	650	1,370	3,034	91,019
要介護2	753	46	110	-14		200	650	1,370	3,115	93,447
要介護3	828	46	120	-14		200	650	1,370	3,200	96,012
要介護4	901	46	131	-14		200	650	1,370	3,284	98,509
要介護5	971	46	140	-14		200	650	1,370	3,363	100,903

第3段階② (所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が120万円超の方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	46	100	-14		200	1,360	1,370	3,744	112,319
要介護2	753	46	110	-14		200	1,360	1,370	3,825	114,747
要介護3	828	46	120	-14		200	1,360	1,370	3,910	117,312
要介護4	901	46	131	-14		200	1,360	1,370	3,994	119,809
要介護5	971	46	140	-14		200	1,360	1,370	4,073	122,203

第4段階 (課税世帯で、第2・第3段階に属さない方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	46	100	-14		200	1,445	2,066	4,525	135,749
要介護2	753	46	110	-14		200	1,445	2,066	4,606	138,177
要介護3	828	46	120	-14		200	1,445	2,066	4,691	140,742
要介護4	901	46	131	-14		200	1,445	2,066	4,775	143,239
要介護5	971	46	140	-14		200	1,445	2,066	4,854	145,633

※介護職員処遇改善加算はサービス費合計の値に加算率をかけるので、一日分の計算と端数処理が違います)

(介護職員等処遇改善加算Ⅰ サービス費の14.0%)

※科学的介護推進体制加算:1月 400円(自己負担1月40円)

入所者ごとのADL、値、栄養状況、口腔機能、認知症の状態、その他心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出しています。また必要に応じてサービス計画を見直すなど、上記情報を適切かつ有効に活用するために、必要な情報を活用します。

生産性向上推進体制加算Ⅱ :1ヶ月 100円(自己負担 1ヶ月:10円)

施設入所
介護費用(令和八年四月一日以降)

【 ユニット型個室 利用料金 】

特別養護老人ホームおのえ荘

第1段階 (生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方)

一日 一ヶ月

	介護費用	日常生活継続支援加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	46	121	-14		200	300	880	2,215	66,590
要介護2	753	46	133	-14		200	300	880	2,298	69,095
要介護3	828	46	146	-14		200	300	880	2,386	71,741
要介護4	901	46	159	-14		200	300	880	2,472	74,316
要介護5	971	46	171	-14		200	300	880	2,554	76,786

第2段階 (所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方)

一日 一ヶ月

	介護費用	日常生活継続支援加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	46	121	-14		200	390	880	2,305	69,290
要介護2	753	46	133	-14		200	390	880	2,388	71,795
要介護3	828	46	146	-14		200	390	880	2,476	74,441
要介護4	901	46	159	-14		200	390	880	2,562	77,016
要介護5	971	46	171	-14		200	390	880	2,644	79,486

第3段階① (所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の方)

一日 一ヶ月

	介護費用	日常生活継続支援加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	46	121	-14		200	650	1,370	3,055	91,790
要介護2	753	46	133	-14		200	650	1,370	3,138	94,295
要介護3	828	46	146	-14		200	650	1,370	3,226	96,941
要介護4	901	46	159	-14		200	650	1,370	3,312	99,516
要介護5	971	46	171	-14		200	650	1,370	3,394	101,986

第3段階② (所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が120万円超の方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	46	121	-14		200	1,360	1,370	3,765	113,090
要介護2	753	46	133	-14		200	1,360	1,370	3,848	115,595
要介護3	828	46	146	-14		200	1,360	1,370	3,936	118,241
要介護4	901	46	159	-14		200	1,360	1,370	4,022	120,816
要介護5	971	46	171	-14		200	1,360	1,370	4,104	123,286

第4段階 (課税世帯で、第2・第3段階に属さない方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	46	121	-14		200	1,445	2,066	4,546	136,520
要介護2	753	46	133	-14		200	1,445	2,066	4,629	139,025
要介護3	828	46	146	-14		200	1,445	2,066	4,717	141,671
要介護4	901	46	159	-14		200	1,445	2,066	4,803	144,246
要介護5	971	46	171	-14		200	1,445	2,066	4,885	146,716

※介護職員処遇改善加算はサービス費合計の値に加算率をかけるので、一日分の計算と端数処理が違います)

(介護職員等処遇改善加算Ⅰロ サービス費の17.6%)

※科学的介護推進体制加算:1月 400円(自己負担1月40円)

入所者ごとのADL、値、栄養状況、口腔機能、認知症の状態、その他心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出しています。また必要に応じてサービス計画を見直すなど、上記情報を適切かつ有効に活用するために、必要な情報を活用します。

生産性向上推進体制加算Ⅱ :1ヶ月 100円(自己負担 1ヶ月:10円)

施設入所
介護費用(令和八年六月一日以降)

[その他、必要に応じて加算される項目]

加算名	単位		加算名	単位	
初期加算	30	1日	看取り介護加算(Ⅰ)		
療養食加算	6	1食	死亡日以前31日以上45日以下	72	日
経口移行加算	28	1日	死亡日以前4日以上30日以下	144	日
経口維持加算(Ⅰ)	400	1月	死亡日以前2日又は3日	680	日
経口維持加算(Ⅱ)	100	1月	死亡日	1280	日
口腔衛生管理(Ⅰ)	90	1月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	1月
口腔衛生管理(Ⅱ)	110	1月	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	1月
再入所時栄養連携加算	200	1回	排せつ支援加算(Ⅰ)	10	1月
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	1日	排せつ支援加算(Ⅱ)	15	1月
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	1日	排せつ支援加算(Ⅲ)	20	1月
在宅復帰支援機能加算	10	1日	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	40	1月
在宅・入所相互利用加算	40	1日	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	1月
退所前訪問相談援助加算(入所中1回又は2回)	460	1回	若年性認知症者受入加算	120	1日
退所後訪問相談援助加算(退所後1回)	460	1回	外泊時費用(1月に6日を限度)	246	1日
退所時相談援助加算	400		外泊時在宅サービス利用費用(1月に6日を限度)	560	1日
退所前連携加算	500		生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	1月
認知症行動・心理症状緊急対応加算(入所後7日限り)	200	1日			